

各都道府県支部と本部を結ぶ

令和3年5月10日

随時発行

全国小売酒販政治連盟

東京都目黒区中目黒2-1-27

Tel 03 (3714) 0172

※速報版のため事後修正の可能性有り

酒政連だより

【酒類事業者独自】月次支援金の上乗せ及び要件緩和への財政支援決定へ

この度、酒類販売事業者に対する地方創生臨時交付金を活用した酒類販売業者等の積極的な支援についての要請（既報「FAX 旬報No.655（令和3年5月6日送付）」）に加え、当初の事業者支援分に加え、新たな協力要請推進枠の活用による、酒類販売事業者等に対する積極的支援の要請に関する事務連絡が、改めて国税庁より都道府県に対し発せられました。

これは、酒類の提供停止に伴う時短要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者等に対し、国の支給する月次支援金（売上減少を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月）について、都道府県が、その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）や売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財源支援を行うこととするものです。

当該財政支援は、中央会・酒政連が行った各方面への要望により、経営に甚大な影響を受ける酒販店に対する支援として実施されることが決定しました。また、中央会では、都道府県への当該制度の内容の速やかな周知を国税庁に求め、既に国税庁から都道府県へ事務連絡が発せられており、随時説明が行われます。酒政連各支部、連合会におかれましては、積極的に要望をお願いいたします。

詳細につきましては、添付の国税庁発出文書並びに、新型コロナウイルス感染症対策本部資料（抜粋）をご参照ください。

地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」とは

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、地方公共団体が効果的に飲食店に対する営業時間短縮要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

○追加配分の対象となる要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経たもの

□ 事業者支援分と協力要請推進枠による支援要請の内容の概要

	地方創生臨時交付金 (事業者支援交付金)	地方創生臨時交付金 (協力要請推進枠)
国税庁から都道府県への 事務連絡発出日	令和3年4月30日	令和3年5月7日
内容(概要)	・甚大な影響を受ける酒類販売業者等に対し、地方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用し、国が支給する一時支援金の額では不足するものへの上乗せ支援や横出し支援を求める各都道府県に求める。	・酒類の提供等を伴う時短要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売業者等に対し、国の支給する月次支援金について、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し財政支援を行うこととされたことに伴い、上乗せや要件緩和等の積極的支援を各都道府県に求める。
実施機関	都道府県	都道府県

※自動的に行われる措置ではありませんので、緊急事態又ははまん延防止等重点措置の発令地域におかれましては、「酒政連だより(4月23日送付)」等を参考に、積極的な要望をお願いいたします。

(ご参考)

緊急事態又ははまん延防止等重点措置の発令地域と期間(令和3年5月10日現在)

●緊急事態宣言

4月25日～5月31日 東京都、京都府、大阪府、兵庫県

5月12日～5月31日 愛知県、福岡県

●まん延防止等重点措置 ※当該措置は、都道府県全域ではなく、市町村単位の措置区域が設定されています。措置区域は都道府県のホームページ等にてご確認ください。

4月5日～5月11日 宮城県

4月12日～5月31日 沖縄県

4月20日～5月31日 埼玉県、千葉県、神奈川県

4月25日～5月31日 愛媛県

5月9日～5月31日 北海道、岐阜県、三重県

【新潟県独自】飲食関連事業者に20万円県が支援

酒政連新潟県支部が、新潟県議会自由民主党議員団に行った要望により、1事業者あたり20万円の県独自の支援金の支給が決定しました。令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること等が要件となります。